

いずみ聖地公園

墓地内の清掃は各自で

霊園内施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われています。しかし、この管理料は公共部分（広場・道路・駐車場・緑地など）を管理するためのもので、墓地内の清掃は各自で行うことになっていきます。清掃をせず、草だらけにしていると、隣接する墓地使用者に大変迷惑を掛けることとなります。

思うように墓地の管理の時間が取れないという人には、管理組合が墓地の清掃を代行する制度もありますので、管理組合事務所（☎2292）へ申し込んでください。

許可の取り消しも

次に該当するような場合、使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき
- 使用者が住所不明となって7年を経過したとき

式場・和室の使用料

	利用料
式場	4時間まで1時間2,415円 超えると1時間1,050円
和室	4時間まで1時間1,050円 超えると1時間525円

式場の利用について  
霊園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料で貸し出しをしています。また、飲み物や仕出しの注文も事務室で受け付けます。

特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かないこととなりますので、手続きを忘れずにお願ひします。

普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障（外柵）を設置しないとき  
○3年間管理料を納めないとき  
変更手続きを忘れずに  
墓地使用許可書の記載内容に変更（住所・本籍・保証人など）があった場合は、30日以内に手続きをしてください。

納骨式・回忌などの法要にご利用ください。  
料金は左上表のとおりです。

霊園に関する問い合わせは、環境衛生課 ☎20 1531 または、いずみ聖地公園管理組合（☎36 2292）へ。

介護保険料

65歳以上の人の介護保険料

本市では、65歳以上の介護保険の第一号被保険者は13,709人（平成17年4月末現在）で、そのうちのおよそ1割が、介護保険サービスを利用しています。

その費用は、利用者が1割、残り9割は公費（国・県・市）と40歳以上の人が払う保険料で賄われます。

介護保険料は所得によって5段階

65歳以上の人が納める保険料は所得の状況などに応じて5段階に分かれています（下表参照）。

保険料の納め方には、年金から

65歳以上の人の介護保険料

区分	対象者	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者・生活保護法の被保護者	17,500円
第2段階	市民税世帯非課税者	26,200円
第3段階	市民税本人非課税者	35,000円
第4段階	市民税課税者（合計所得200万円未満）	43,700円
第5段階	市民税課税者（合計所得200万円以上）	52,500円

の天引き（特別徴収）と納付書による個別納付（普通徴収）の2種類があります。  
特別徴収：年額18万円以上の年齢・退職年金を受給している人が対象。8月上旬に「介護保険料額決定通知書」を送付。  
普通徴収：年金額が年額18万円未満、受給している年金が遺族・障害年金、年度の途中で65歳になつたり転入した人などが対象。7月中旬に送付する「納付書」で納付を。口座振替以外の人は、この「納付書」で納付。

納付に困ったときは

災害などの特別な事情で保険料を納めることが困難な場合は、徴収猶予や減額・免除を受けられる場合があります。

特別な事情もなく保険料を滞納すると、利用したサービスの費用を全額負担しなければならぬことがあります。この場合、申請すると9割が払い戻されますが、さらに滞納が続くと、全部または一部が支払われないことがあります。保険料の納め忘れがある人は、早めに納付してください。

意識調査にご協力を

市では老人保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市民の意見を反映させるため、意識調査を実施します。対象は無作為抽出の40歳以上の人で、今月中旬から順次調査票が郵送されますので、ご協力をお願いします。くわしくは高齢者福祉課（☎20-1537）へ。

くわしくは介護保険課 ☎20 1545へ。

合併処理浄化槽

設置費と維持管理費に補助

【設置費補助金】

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助して(います)左表参照。

なお、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽へ転換するときは、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、浄化槽の設置に伴いトイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金(3万円を限度)を支給します。

また、印旛沼流域に限り、窒素

浄化槽設置費補助限度額

人槽	合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽
5人槽	354,000円	444,000円
6・7人槽	411,000円	486,000円
8～10人槽	519,000円	576,000円
11～20人槽	981,000円	1,092,000円
21～30人槽	1,668,000円	1,860,000円
31～50人槽	2,238,000円	2,496,000円

またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助して(います)左上表参照。

【維持管理費補助金】

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適切な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)にかかった額の二分の一相当額(限度額あり)です。

騒音地域については、設置補助金および維持管理費とも補助金の限度額が違います。くわしくは環境衛生課 ☎20 1531へ。

空き地の管理

所有者はしっかりと管理を

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ゴミの捨て場所とされたり、書田類の発生原因となったり、また通行の障害や火災の原因となったりするなど、周囲に大変な迷惑をかけ、生活環境を悪化させることとなります。

空き地の所有者は、周囲の迷惑にならないよう、早めに草を刈るなどしっかりとした土地管理に努めてください。

なお、市では草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担です)で貸し出して(います)ので、ご利用ください。

くわしくは環境対策課 ☎20 1532へ。

市役所の市民課窓口

毎週火曜日は午後7時まで受け付け

毎週火曜日(祝日、年末年始は除く)は、市民課窓口の受付時間を午後7時まで延長(試行)しています。ただし、取り扱う業務は次のとおりですので、内容を確認のうえご利用ください。

延長時間に取り扱う業務

住民票の写し、住所証明、年金受給者現況届証明書、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、戸籍記載事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書

なお、印鑑登録の申請、転入・転出・転居などの住民異動届は取

り扱いませんのでご注意ください。

くわしくは市民課 ☎20 1525へ。

節水

限りある水を  
もっと大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。しかし、水は限りある貴重な資源です。水を上

- ・手に使い、節水に心掛けましょう。一人ひとりのちょっとした工夫が節水につながります。
- ・洗濯や庭のまき水は、ふるの残り湯で
- ・歯磨きはコップを使って
- ・洗顔は水をためて
- ・洗車はバケツ洗いで
- ・食器洗いは水をためて

くわしくは水道部業務課 ☎22 0269へ。

来年4月1日に採用の市職員を募集

平成17年度の印旛都市職員採用共同試験が次の日程で行われます。成田市では、消防職員を次の要領で募集します。

採用予定人員

- 消防職...10人程度
- 消防職(救急救命士の資格を有する者)...若干名

受験資格

- 消防職...昭和52年4月2日～昭和63年4月1日生まれの人
- 消防職(救急救命士の資格を有する人)...昭和52年4月2日～昭和61年4月1日生まれの人で、救急救命士の資格を有する人(平成18年4月末日までに資格取得見込みの人を含む)

募集要項の配布

7月11日(月)から人事課(市役所3階)で配布(郵送を希望する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書き、120円切手を張ったA4サイズの返信用封筒を同封して請求)

申込方法 申込書と受験票を直接または郵送で人事課へ

受付期間

8月1日(月)から8月12日(金)まで(それぞれ月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、受付最終日の消印のあるものまで有効)

試験日および会場

9月18日(日) 佐倉市立佐倉中学校

他市町村を希望する人は、直接希望市町村にお問い合わせください。くわしくは人事課 ☎20-1505へ。

水稻に薬剤散布

12日・13日・20日にヘリコプターで

成田市植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病から守り、良質なお米を作るため、ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。また、ヘリコプターによる散布が難しい場所についてはラジコンヘリコプターで行います。期日と散布区域は左表のとおりです。作業予定時間は各地区とも午前4時30分～9時ごろです。なお、雨天や強風の場合は順延

薬剤散布の期日と区域		
期日	散布区域	散布方法
7月12日(火)	中郷、久住(芝・大室・小泉)、豊住、遠山、八生(上福田・下福田の一部)	ヘリコプター
7月13日(水)	公津、八生、久住(磯部・幡谷・飯岡・荒海・水掛)	ヘリコプター
7月20日(水)	八生(上福田・松崎・米野・大竹)、中郷(赤荻)	ラジコン ヘリコプター

します。また、日程などに変更が生じた場合は、防災行政無線などでお知らせします。ご迷惑をお掛けしますが、次のことに注意してください。

- 薬剤の散布時間は、一部通勤・通学時間帯に重なるため、区域内の水田周辺の通行、駐車をなるべく避けるなど薬剤がかからないように注意してください
- 洗濯物や寝具などは外に干さないようにし、小動物のかごなどにはカバーをするなどしてください

○散布薬剤は殺菌剤で、人体に対して毒性の低いものを使用しますが、万一薬剤がかかったときは、うがいや水で洗い落としてください。心配なときは、健康増進課 ☎27-1111 または成田赤十字病院 ☎22-2311(へ)相談してください

くわしくは農政課 ☎20-1541(へ)。

公共下水道への接続

トイレの水洗化は3年以内に!

公共下水道の利用ができるよう

になると、皆さんの家庭で以前から使用している浄化槽トイレやくみ取り便所を、3年以内に公共下水道に直接流すことができる水洗トイレに改造することが下水道法(第11条の3)で義務付けられています。処理区域内の土地所有者、使用者または占有者は、なるべく早く台所や風呂、洗濯などの汚水、雑排水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません(下水道法第10条)。

このように排水設備の設置やトイレの水洗化改造の義務付けをすることは、公共下水道が完成したことによって1日も早く地域の生活環境の改善を達成しようというもので、住民の皆さんのご理解、ご協力をお願いしているところで

また、公示後1年以内の工事であれば、30,000円(公示後1年を超え3年以内の工事であれば25,000円)の改造資金補助金を助成、または融資のあっせんおよび利子補給(借入額30万円限度)をしています。

くわしくは下水道課 ☎20-1553(へ)。

農地違反転用防止対策強化特別月間

農地転用には許可や届け出が必要です

7月1日から9月30日は、農地違反転用防止対策強化特別月間です。次の場合は、転用の許可や届け出が必要となりますのでご注意ください。

- 農地を宅地、駐車場、資材置き場などに転用する場合(市街化区域は届け出)
- 農地を盛り土・埋め立てをする場合(一時転用)

なお、違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの文書勧告を行います。また、これに従わない場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

くわしくは農業委員会 ☎20-1573(へ)。

7月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
7月11日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区	午後10時
7月12日(火)	並木町(沢山・日本松・不動作)地区	
7月13日(水)	困護台、飯田町地区	午前4時
7月14日(木)	宗吾、江弁須、大袋地区	

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269(へ)。

ペットボトルの回収にご協力を

ペットボトルの出し方



ペットボトルは各地域リサイクル団体およびペットボトル店頭回収協力店へ。くわしくはクリーン推進課 ☎20-1530(へ)。

# 心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。



## 相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 わ せ 先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる 場合はお問い合わせく ださい。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	26日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	19日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	19日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	14日(木)・28日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	16日(土)	13:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談(予約制)	12日(火)	10:00～12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	5日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	7日(木)・21日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	25日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	5日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	成田市教育センター ☎20-2922
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいルーム21	教育相談室☎20-1414
巡回子ども相談(予約制)	8日(金)	10:00～15:00	子ども館相談室	県中央児童相談所 ☎043-253-4101